

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(新採用・一般職員用⑧)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	非常勤職員のうち、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の4分の3に満たないものは、倫理法・倫理規程の適用対象とならない。	
2	本省の会計部局の職員が、同一省内の地方機関の会計部局に対して会計上の検査・監査を行う場合、この本省の職員にとって、検査・監査を受ける地方機関の職員は、利害関係者に該当する。	
3	調査のため利害関係者を訪問する際に、この利害関係者から筆記用具を無償で借りることは、倫理規程上、認められる。	
4	利害関係者が主催する制度説明会の講師の用務を終え、最寄駅に向かうためにバス停でバスを待っていた。そこへ、主催者の1人が「駅方面に行くので、自分の車に乗ってはどうか。」と誘ってきた。この場合、利害関係者に新たな負担を強いるものではないことから、同乗しても差し支えない。	
5	上司が部下にお菓子を配っていたが、このお菓子は利害関係者からいただいたものであった。自分にとっての利害関係者ではないため、このお菓子を食べたとしても、倫理規程上、何ら問題はない。	
6	利害関係者から供応接待を受けることは禁止されているが、例えばスポーツ観戦の招待を受けるなど、飲食を伴わないものであれば、禁止行為である「供応接待」に該当しない。	
7	高校時代の部活動の先輩が、現在、利害関係者となっている。この先輩との関係は倫理規程上の「私的な関係」に当たるため、先輩と会食をした際、先輩が費用を多めに負担したとしても倫理規程上問題となることはない。	
8	ある商品を私的な都合で購入するに当たり、仕事上の契約関係で日頃から付き合いのある事業者から購入しようと考えた。その事業者からは、いつも御世話になっているからということで「お得意様価格」を提示され、通常価格よりも割安で購入できることとなった。この「お得意様価格」で購入しても、倫理規程上問題となることはない。	
9	業務終了後の飲食の場で、上司が、利害関係者とプライベートでゴルフや旅行に行っているという話をしていた。その後、本件について、倫理法等違反の疑いとして倫理事務担当者による調査が行われ、自分も事情聴取を受けた。この場合、私的な宴席での会話であり信憑性が疑わしく、話せば上司との人間関係を悪くすることに繋がると思い、上司から聞いた内容は話さずに黙っている方が良い。	
10	職場で上司が利害関係者からお土産をもらう場面を目撃したが、これは明らかに倫理法等違反であった。倫理法等に違反する行為を発見した場合には必ず通報しなければならないことが倫理規程に定められているため、通報しなければ自分が倫理規程違反に問われることになる。	